

# パブリックコメントの結果について

## 1 期 間

平成26年10月1日（水）から10月31日（金）まで

## 2 条例骨子案設置場所

- ・市議会HP
- ・各生涯学習交流館、図書館、市政情報コーナー

## 3 意見等提出者

4名

## 4 意見に対する対応・考え方

別紙のとおり

## パブリックコメントにおける市民からの意見と対応・考え方

### ①「前文」等に関するもの

意見	対応・考え方
<p>海岸の浸食による砂嘴の減少、変形及びこれを防ぐテトラポットは景観を損ねる大きな要因となります。従いまして、前文中に「砂浜の保全」に係る文言の追加と、新たに条文として「砂浜の保全に関する措置」を設けることを提案いたします。</p>	<p>ご指摘の砂嘴の減少等海岸の保全については、条例策定過程でも議論され、課題と認識しています。</p> <p>しかしながら、海岸保全は主に県の事務であるため、本条例では直接的な規定を設けず、第5条で県との連携、第6条で保全活用計画に砂嘴の保全に関する事項を定めるよう規定することにしています。</p>

### ②「3 市民の責務」に関するもの

意見	対応・考え方
<p>市民は日常的に松原を利用する人たちです。理念も大事ですが、具体的なものを掲げた方が条例の意義が生き価値が出ると思います。</p> <p>具体的に犬の糞の持ち帰りくらいははっきり入れていただきたいと思います。市民にも来訪者にも犬の散歩に来る人が多いのですが、犬の糞を始末しない人もたくさんいます。埋めていく近所の方はとても多い。きちんと持ち帰りを明示し、罰則を設けてもいいのではないのでしょうか。ずいぶん改まります。糞を埋めると土壌が肥えてしまい松には明らかに悪い影響を与えます。また、そこで草取りや松葉かきのボランティアをしているのです。糞が出てきて愉快的人はいません。条例に入れるだけで効力が大きいです。</p>	<p>犬のふんについては、静岡市飼い犬条例で規制されているため、本条例では規定しません。</p> <p>なお、ご意見については条例所管の動物指導センターほか関係課へ申し伝えます。</p>

<p>また、これは表現が難しいですが、樹についている松ぼっくりをむしったり、実生の松をとったり、浜防風を根こそぎ採集したりする人たちがいます。今後、松露の増える環境を取り戻さなければなりません。松露は商品価値も高く、貴重なキノコですから松原に再生されればどんなことが起きるか目に見えています。整備もしていますから落ちた松ぼっくりを拾う程度のことなら目くじらを立てることはありませんが、松露のことを考えると、今回の条例に上手にこの趣旨を盛り込めないものかと思います。</p>	<p>本条例では、来訪者に対し、三保松原の環境保全に努めるよう規定しており、貴重な植物の採取などは当然含まれます。</p> <p>なお、ご意見については今後の保全活動の参考となるよう関係課へ申し伝えます。</p>
--	--

③「3 市民の責務」に関するもの

意見	対応・考え方
<p>三保の松原はほとんどが民地です。官地だけを管理しても片手落ちということですから。民地についても計らいがなければなりません。「民地のことは関係ない。」では結局松原を管理することになりません。今回もそのための条例と思います。「民地は所有者が管理すべし」というのが、今までの姿勢ですが、片方で規制をかけながら、それではあまりに非情すぎました。今まで維持してくれたのですから、市もバックアップするくらいの姿勢を条例に反映していただきたいと思います。今、官地のなかの、国、県、市の確定にもできずにいますが、民地についてはもう少しわかりやすいと思います。三保の松原の民地の所有者に集まってもらい、まず今まで維持してきてくれたことを労い今後のことをサポートし協力を要請する。そうでなければ、書類上あるはずの松は、松枯れでもないのに自然になくなっていくでしょう。民地の松の所有者に計らいのある市政でありたいものです。</p>	<p>民地の管理は所有者がすることが原則です。</p> <p>ただし、ご意見のように官民一体となった取組みは重要かつ有効であると認識しておりますので今後の保全活動の参考となるよう関係課へ申し伝えます。</p>

④「7 法令の活用等」に関するもの

意見	対応・考え方
<p>すでにたくさんの法律と条例が立派に存在します。今回の条例制定にはもちろん意義はあると思いますが、本来、今までの規制についての現状の精査から行うべきものであらうと思います。厳しい法律と条例があるのにもかかわらず三保の松原の玄関口が原色の看板と幟旗であふれ、違法物件が大手を振って、用途制限の一番厳しい場所で商業行為を長年できたのか、お考え下さい。聞くに堪えないキャッチセールスが横行し、下劣な姿は見苦しく、世界文化遺産など胸を張っては恥ずかしくて言えません。このような状況が長年放置され今も続いています。なぜ「こうなったか。」答えは簡単です。書類上の審査だけをし、現状がどうなっているのかを精査することがないからです。建築申請を出したまま、勝手に建物を建てれば見に来る者もいません。正式に事を運ばなければ何でもできるということです。これでは法治国家とは申せません。法律、条例の規制を周知させるとともに、その規制に則らないものに対しては指導する義務が市にはあります。その義務を怠れば、規制は無意味になります。特に建築指導課は建築基準法の下、許認可の権限を持つところです。建築許可なんてそんなものだとして自ら納得している風潮が見受けられますが、観光地は町の顔です。杜撰な管理は町の品位を貶めるものです。まして条例には法的拘束力がないのですから、権限のある立場の課が責任ある仕事をしなければ、規制を守る者などいなくなります。市がその義務を果たしているかどうか第三者が監視できる仕組みがあってもいいと考えます。また、「違法物件」と「既存不適格」では全く内容が異なります。違法物件には既得権はないと承知しております。</p>	<p>本条例では、既存各種法令の有効活用を図ることによる三保松原の保全及び活用の実現を目指しており、その状況は条例に位置づけた保全活用計画により実施する市民との協働や各種三保松原関連事業の推進のなかで確認できるものと考えています。</p> <p>なお、建築基準法に係るご指摘は、関係課へ申し伝えます。</p>

⑤「7 法令の活用等」に関するもの

意見	対応・考え方
<p>「(1) 市は、三保松原の保全及び活用のため、文化財保護法、静岡市景観条例(平成 20 年静岡市条例第 18 号)、静岡県立自然公園条例(昭和 36 年静岡県条例第 53 号) その他三保松原の保全又は活用に関連する法令を有効に活用するよう努めるものとします。」とありますが、コアの沿岸部の松原は大部分が保安林であり、これを保全するには文化財保護法や静岡市景観条例などではなく、「森林法(昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号)」をもってするしかありません。「その他」と扱うには重すぎて、冒頭に謳う必要があると思います。</p>	<p>森林法をはじめとする各種関係法令の重要性についても認識しておりますが、本条例の目的に鑑み、素案の法令を列記したところです。</p>

⑥その他

意見	対応・考え方
<p>三保の道を整備してほしい。やはり狭い。ぐちゃくちゃしている。松原のイメージを感じる道路整備を進めてほしい。</p> <p>入り口出口が同じで混雑する。袖師くらいから三保まで道路(橋等)作れないか。駅や新幹線も近くにないので、やはり道路整備は重要だと思う。できれば、JR や鉄道が三保にできてほしいが…。</p> <p>渋滞緩和、利便性の追求。流れをよくしてほしい。観光 UP にも繋がる。三保は、自然が多く魅力的だが、行くまでが時間がかかりすぎる。県内に住んでいるが、山梨や長野に行く方が道路が整備されいきやすい。</p> <p>全国東部方面からくる人は、東名まではいいが、毎回清水区駅前等周らなくてはならず、時間がかかりすぎる</p> <p>がんばって下さい。検討願います。</p>	<p>三保松原の環境整備に関するご意見として、関係課へ申し伝えます。</p>